

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和8年6月発行 第95号

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

勤改センターではニュースレター(第75号, 89号, 90号, 94号)でカスタマーハラスメントについてお知らせしてきましたが、いよいよ10月1日から、カスタマーハラスメント対策と求職者に対するセクシャルハラスメント対策が義務化されます。

そこで、今号では事業主が行わなければならない措置について改めてお知らせしますので、自施設の準備状況をチェックしてください。カスハラ防止、求職者等セクハラ防止とも働き方改革と同様に、施設内にポスター等を掲示することも有用です。

カスハラ防止のために必ず行わないといけない内容

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスハラを許さないという姿勢で毅然とした対応を行い全従業員を保護する旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する
- ②カスハラの内容(正当なクレームとカスハラを切り分ける基準を含む)及びあらかじめ定められた対応マニュアルの内容を、全従業員に周知する

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、全従業員に周知する
- ④相談窓口担当者が適切に対応できるようにする

◆事案発生時の迅速かつ適切な対応(以下の4項目)ができる体制の構築

- ⑤現場から窓口、法務(総務)、幹部、警察、場合によっては外部の弁護士と迅速に連絡・連携できるシステムを構築させる
- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮(メンタルケアを含む)のための措置を行う
- ⑧就業環境の改善や再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑止のための措置

- ⑨特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、全従業員に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆その他併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するためにとられる措置を定め、全従業員に通知する
- ⑪相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、全従業員に周知・啓発する

太字は他のハラスメント対応とは異なる内容です。

求職者等セクハラ防止のために必ず行わないといけない内容

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者やインターン生に対するセクハラを絶対に許さないという姿勢を明確化し、全従業員に周知・徹底する
- ②求職者等セクハラを行った者に対しては厳正に対処する旨の方針と対処の内容を、全従業員に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール(具体的な禁止事項や注意点等)をあらかじめ明確化し、面接担当者、インターンシップの受入部署の職員、そしてできるだけすべての従業員の研修機会を設けるとともに、求職者等にも伝える**

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が適切に対応できるようにする

◆事案発生時に迅速かつ適切な対応(以下4項目)ができる体制の構築

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆その他併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するためにとる措置を定め、全従業員及び**求職者等**に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされないことを定め、全従業員に周知・啓発する

(厚生労働省の文書 <https://www.mhlw.go.jp/content/001662630.pdf> を一部改変しています)

アドバイザーから利用勧奨のお電話を差し上げています。ハラスメント対策についてご不明な点があれば、何なりとご相談ください。ハラスメント対策関連の講習会も無料でお引き受けします。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

